

令和元年度 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 第2回会議録

内容承認	会長 承認		
公開・非公開の別	公開	議事録の形式	要点記録
会 議 名	岸和田市人権尊重のまちづくり審議会（第2回）		
日 時	令和元年10月4日（金）午後2時～4時		
場 所	岸和田市庁舎 4階 第2委員会室		
出席委員	上杉委員（会長）、石元委員（副会長）、副島委員、奥委員、齊藤委員、森垣委員、野口委員、宮前委員、松本委員、殿本委員、吉川委員、杉本委員、西野委員（以上 13名出席 欠席2名）		
事 務 局	春木市民環境部長 西村人権・男女共同参画課長、河内参事、古森担当員		
関 係 者	寺内人権教育課長、池本指導主事		
傍聴人数	0人		
次 第	・ 岸和田市人権施策基本方針について ・ 人権問題に関する市民意識調査について		
配布資料	・ 次第 ・ 令和元年度第1回審議会後の修正の概要（資料1） ・ 岸和田市人権施策基本方針改訂の最終（案）（資料2） ・ 人権問題に関する市民意識調査 調査票（案）（資料3）		

<議題等>

1. 議題

【案件】

- ①岸和田市人権施策基本方針の改訂について
- ②人権問題に関する市民意識調査について

<概要>

会 長 皆様、本日は暑くなりまして、お出かけいただくのに大変だったと思いますが、これから審議会を開かせていただきたいと思います。本日は今年度2回目となりますが、昨年度から通算しますと4回目ということになります。この間、人権尊重を旨とするまちづくりを考えていく岸和田市にとって、極めて重要な人権施策基本方針の改訂に取り組んで来た訳ですね。元々、市長から諮問を受けて、どのような改訂（案）を考えればいいのかということで、諮問に答えるべく、これまで来た訳でございますけれども、皆様方の活発なご意見のもとで、ある程度まとまってきましたが、まだいくつか修正点もございますので、それに基づいて論議をいただき、できれば今日あたりで一応、素案が固まってくるといいなということでございます。もちろん、修正のご意見は大いにあっていい訳でございますから、その点も含めてご論議いただきたいと思います。今日は、大きく分けて2点あります。

まず、人権施策基本方針改訂（案）の審議、2点目は来年度実施予定ですが、人権問題に関する市民意識調査をどのように実施すればいいか、調査票の審議をお願いしたいと思います。なお、調査票の審議はまだ取っ掛かりですので、今日で完了するという事では到底ない訳でございます、次回以降に慎重にご審議いただくこととなります。

今日は概略について説明をお聞きするという段階かと思っておりますので、その点をお含みおき下さいますようお願いいたします。

それでは審議に入りたいと思います。事前に、事務局で改定（案）の修正を整理し明示したものが送られています。特に、大きな点が3点ございますので、事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 まず、岸和田市人権施策基本方針（案）でございますが、6月の第1回審議会の後、皆様のご意見をもとに事務局で検討いたしまして、加筆修正等させていただきました。変更がある部分につきましては、本文に網掛けをしております。

はじめに、大きな変更部分についてご説明させていただいた方がご理解いただきやすいと思いますので、資料2の岸和田市人権施策基本方針（案）をごらんください。事務局（案）の大きな変更点は3点ございます。

まず、1点目は全体のスタイルについて、でございます。表紙の裏、目次をごらんください。

「6の取り組むべき主要課題」ですが、後ろに（概要）と記載しております。これまで、皆様に議論を重ねていただきました主要課題は、文章量がたいへん多くなっていました。

そこで、少しでも読んでいただきやすくなるように、主要課題の「概要」と「本文」を分けて記載することとしました。

恐れ入りますが、11ページをごらんください。こちらでは、主要課題の概要のみを記載いたしました。

1番目の「女性の人権」から17番目の「様々な人権問題」までの各項目について5行以内にまとめました。恐れ入りますが、目次にお戻りください。左の方に大きな矢印が2つございます。

「1の国内外の人権尊重の潮流」から「7の推進体制」までを【本編】としまして、そこから下を【別添】といたしました。

本編と別添の間には、黄色のあい紙を挟み、区別がつきやすいようにいたしまして、「取り組むべき主要課題」の元々の文章は、【別添】の方に移しました。

このように、本編と別添に分けることで、まず、本編で方針全体を把握し、続いて詳しい内容は別添をご覧ください。ご理解いただきやすいものになると考えますが、いかがでしょうか。なお、この後のご説明も本編と別添、と表現させていただきますのでよろしくお願いします。

続きまして、2点目でございます。恐れ入りますが、5ページをご覧ください。「4 私の人権」、（※1）について、でございます。

当初から4章として、この位置でご議論いただいておりますが、文章のスタイルが他の章と違いがありますので、人権課題の詳しい記述がある、【別添】の冒頭に移してはどうかと考えました。

続きまして、7ページをご覧ください。「（2）人権教育の推進」の（※2）の部分ですが、「なぜ人権を学ぶのか」ということについて記載してはどうかとのご意見をいただきました。ご覧のように、具体的なたいへんわかりやすい解説となっております。

そこで、この（※2）をさきほどの「私の人権」と合体させて、別添に移動させてはどうかと考えました。

恐れ入りますが、黄色のあい紙の後ろ、別添の1ページをご覧ください。このように、「私たちの暮らしと人権」というタイトルにして、小見出しをつけて1つの章として独立させてはどうかと考えました。

つまり、別添の構成としまして、まず、自分の人権について考えます。次に、そもそも

なぜ人権を学ぶ必要があるのか、それは他の人のためだけではなく、豊かな人間関係をつくることにつながり、結局それは自分のためになります。ですから、様々な人権課題の理解は大切です、というふうにつながります。こちらですと、よりわかりやすいのではないかと考えました。本編にある方がいいのか、別添にある方がいいのか、比べて検討いただきやすいように、どちらの場所にも文章を入れております。

恐れ入りますが、本編7ページにお戻りください。7ページのいちばん下の4行は、上の(※2)を要約した文章でございます。

事務局といたしましては、「人権教育の推進」は、この4行を残し、8ページの内容になげ、7ページの(※2)は「私の人権」と一緒に、別添の冒頭に移動させたいと考えますがいかがでしょうか。

続きまして、3点目、人権課題の名称について、でございます。

再度、目次にお戻りください。別添の「それぞれの人権課題について」という部分でございます。多くの人権課題は、「〇〇の人権」というように、人を対象にしたものになっています。しかし、いくつか、そうでないものがありました。そこで、次のように変更してはどうでしょうか。

「5」は「被差別部落(同和地区)出身者の人権」に、「7」は「HIV感染者やウイルス性肝炎等の感染者の人権」に、「8」は「ハンセン病患者・元患者の人権」に、「9」は「刑を終えて出所した人の人権」に、「13」は「ホームレスの人の人権」に、それぞれ変更してはどうでしょうか。事務局からの説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございました。細かい修正点については後で論議いただくとしまして、まず、この3点についてご意見を伺いたいと思います。それぞれの人権課題についてというものがかなりボリュームがございます。これを本文の中に入れておきますと、却って目につにくくなっているのではないかとということで、本編では概要だけを載せて、詳しい中身は別添にしてはどうかということが最初に提起いただいた点でございます。これについて、ご意見はございますでしょうか。これまで本編をとおして見てきましたが、むしろ、本編では概要だけ載せて、別添で詳しく載せたらどうかということで、ご異議はございませんでしょうか。では、そのような方向で行かせていただきたいと思います。

次に、7ページのところで、「人権教育の推進」ということで、「なぜ人権を学ぶのでしょうか」から始まって、かなり長い文章が入っています。もうひとつ、「私の人権」というのが5ページにあります。この2つを別添に移したらどうか、というのが事務局の1つの考え方です。その理由は、1つは文章のスタイルが違っているということもありますが、基本方針は市の、行政の一種の決意表明的なところがある訳でありまして、「私の人権」とか人権教育の進め方については、市の姿勢は勿論そこに入ってはいますが、住民の方々に知っていただきたい中身がかなり入っているということで、勿論そのことは大事なことです。他の箇所は市はこうします、ということを書いてありまして、勿論、矛盾するものではないですが、書き方のスタイルが違うところから、別添の方に「私の人権」と「人権教育の推進」に移してはどうか、ということですが、これについて、何かご意見はございませんでしょうか。特に、ご異論はございませんでしょうか。ご異論がなければそのようにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

では、そのことにつきましても、皆様、ご了解いただくことにしまして、3番目ですが、目次の表題でございます。

女性の人権とか、子どもの人権とか表題がありますが、例えば、同和問題は誰々の人権、

という形ではなくて、ただ同和問題とだけ言ってきたというようなこともありますし、他のところにもそれに類似した表現、「偏見や差別」という表現で留まっている、そういう表現で表題がつくられてきているということがございます。

もちろん、国が人権教育啓発の基本計画を作ったときに、女性、子ども、高齢者とかいう形で課題を掲げて以来、これが自治体の計画にも影響している訳ですが、より正確に言えば、女性の人権、子どもの人権ということになる訳ですが、そういうことで誰々の人権という表現に統一してはどうか、という提起でしょうか。これについて、何か、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。特にご異議はございませんでしょうか。

なければ、このように誰々の人権というように統一させていただきたいと思います。

ただ、11 番のインターネットを悪用した人権侵害や 12 番の北朝鮮当局による人権侵害問題はそうせざるを得ないと思いますので、このような表現にするのは避けられないと思います。このようなことでよろしいでしょうか。

今、大きく変わる 3 点について、ご了解を得ました。では、これまでの皆様にいただいた点の修正について、全体をつうじて何かご意見があればいただきたいと思います。事務局から、後の説明をお願いします。

事務局 続きます、第 1 回審議会後の修正についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料 1 をごらんください。この資料は前回の（案）からどのように変更したかをまとめたものでございます。左から右に変わったという見方になりますが、本日は、さきほどの資料 2 の方針の最終（案）をごらんいただきながら、修正内容のご確認をいただきたいと思います。資料 2 をご覧ください。1 ページから順番にご説明します。

《資料 2 をもとに、資料 1 に記載した修正内容を説明》

会 長 今、説明がありましたが、これも含めてお気づきの点がありましたら、基本方針の改訂（案）についてご意見をお願いします。

委 員 33 ページのグラデーションの図を工夫してはどうでしょうか。点線では変化が分かりにくいです。

委 員 灰色と白色など、色の違いで示すこともあります。段階的に変化し、変化がつながっていることがわかるように工夫してほしいです。

委 員 11 ページの子どもの人権のところ、子どもの自己決定を認めることを書き加える必要があるのではないのでしょうか。これは別添でも書かれていません。本編では難しくても、別添では書き加えていただけたらと思います。自己決定を尊重することが虐待の予防につながるのではないのでしょうか。

会 長 子どもの権利主体ということは書いてありますが、もう少し、子どもの自己決定の尊重も要るのではないかというご意見でした。これについてご意見はないですか。

では、そのあたりを書き込んでください。

委 員 11 ページの障害のある人の人権のところ、「社会の側のバリアをなくすことにより、」とありますが、「側」という言葉を使うことで、「障害者」と「健常者」という仕分けになってしまうか、そう受け取られないか気になります。「側の」は省いてもいいのではないかと思います。

会 長 社会のバリアという意味ですね。「側」というと対立概念が出てくるから、ということでですね。

委 員 4 ページの網掛け部分で、「安全が保たれているふだんの生活はもちろん、災害時にも、」のところ、「安全が保たれている」というのは削除してはどうでしょうか。ふだんの生活の

中で安全が保たれているかどうかはわかりません。生活の中で虐待や差別があるので、敢えてここで「安全が保たれている」と言わなくてもいいのではないのでしょうか。

会 長 ふだんの生活で安全が保たれているという前提になっていますが、そこは削除して、ふだんの生活はもちろん、ということでしょうか。ご異存ございませんか。

委 員 8 ページの①、「権利の主体として学ぶことが必要であり人権教育を推進します」とありますが、「教育のあらゆる場において人権教育を推進します」の前に、「学校教育を含め」という文言を追加してどうでしょうか。ここは教育について書かれていますが、どちらかというと社会教育、成人教育の色合いが強いように感じられます。後半や別添の資料、また3 ページ、「岸和田市の取り組み」のところで人権教育基本方針のことも記載されているので、整合性を図るためにも、「学校教育を含め」という文言を追加してはという提案です。

会 長 教育のあらゆる場という中には当然、学校教育も含まれていると思うが、そこが読み取れるかということで、「学校教育も含め」という文言の追加をしてはということですが、よろしいですか。

委 員 12 ページの人権課題の表現の仕方で、「ハンセン病患者・元患者の人権」ということが書かれています。回復者というのがわかりにくいので、こういう表現になっていますが、当事者たちの中では「元患者」ではなくて「回復者」なんだというふうに、敢えてこの表現を使われる場合もあります。やはり病気というイメージがついてきたり、名誉回復ということもあり、敢えてその言葉を使う方もいらっしゃるの、そのあたりを踏まえてどのような表記にするのがいいか、皆さんのご意見を伺いたいです。元患者の後ろに、(回復者)と入れてはどうでしょうか。

会 長 元患者といった場合、回復した人まで患者のイメージで不利益を被るということですね。(回復者)と入れることで明確にするということですね。ご意見はありませんか。では、(回復者)を補うということ。

委 員 教育機会確保法について記載がないので、2 ページの「近年の動き」のところに記載してはどうでしょうか。平成 28 年に制定された法律で、正式名称は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」という法律です。

例えば、義務教育の時にいじめやいろんな理由で不登校になり教育を受ける機会がなかった方だけではなく、障害があつて学校教育を受けられなかった方、外国籍の方など、様々な方の教育を確保しようという法律です。教育自体が人権というふうに捉えられると思いますので、入れてはいかがでしょうか。

会 長 長い名前の法律ですが、一般的に教育機会確保法と言われています。具体的には、義務教育を十分受けることができなくて大人になった人も含めて、夜間中学等が教育にあたるようになっていますが、まだ、全国に 33 ほどしか公立夜間中学がないのですが、幸い、岸和田市には岸城中学校にあります。それはひとつの人権としての教育の保障ということで非常に意味があるので、ここに入れてはどうかというご提案です。

2 ページには児童福祉法の改訂のことも書いてありますので、位置は考えて、書いてはどうかということですね。義務教育を十分受けられなかった人、年齢、国籍に関わらず教育を保障する、ということですから、人権と関連の深い法律ですから、入れてはどうかということですが。他の自治体でも入れているところはありますし、岸和田の場合、ある意味、実践しているところもございますし、入れていくことは大事だと思います。

委 員 2 ページの大阪府の取り組みのところですが、大阪府では 12 月の府議会で条例が議決されるだろうと言われています。最新のものを盛り込むのであれば、最新の状況とは、どの

段階のものか教えてください。

会 長 事務局からお願いします。

事務局 素案が決定しましたら、できれば12月から1月にパブリックコメント、皆様からのご意見をいただき、そこで固めていきたいと考えております。その時点で間に合えば盛り込んでいきたいと考えております。

委 員 用語解説について、別添から先に読むと注を探すにもわかりにくいと思います。そこで、本編に注があっても、再度、別添にも注があれば、より多くの方に理解してもらいやすいのではないかと思います。

会 長 より分かりやすく、ということですね。ありがとうございました。

委 員 2ページの12行目、「人権が尊重され多様性を認めあえる社会づくりをめざす気運の醸成に向けた取り組み」とすごく長いので、「気運の醸成」を削除した方が読みやすいように思いますがどうでしょうか。

会 長 省いても意味は十分通じると思います。よろしいですか。

委 員 11ページの下、「障害がある人の意思や権利の尊重や主体性を理解し、」は「意思や権利を尊重し、主体性を理解し、」でしょうか。3つのことが並列になっているように見えるので工夫した方が読みやすいと思います。

13ページの「労働者をめぐる人権」のところで、「非合理的な選考採用」とあります。

よく、公正採用選考といいますが、「選考採用」でいいでしょうか。

会 長 選考採用というのは、試験による採用とは別の選考による採用といった特別な意味を持ってしまいますので、採用選考に変えた方がよいと思います。

委 員 別添の6ページの上、300日規定のことを書いていますが、これだけ読むと何のことかわからないので、少し説明が要るのではないかと思います。無戸籍の子どもがいるという問題ですが、もう少し説明を加えた方がよいと感じました。

別添の11ページですが、「学校教育や社会教育における同和教育、啓発事業の変化に伴い、」とありますが、何がどう変化したのかがわかりにくいと思います。あまり同和教育を取り上げなくなってきたということだと思しますので、そのように書かれた方がよいのではないかと思います。

会 長 皆様、ご意見はございませんか。確かに、学校教育、社会教育の変化の中には同和教育の比重が相対的に下がってきたところがあるので、そのあたりのことを加えないと変化がわかりにくいということですね。よろしいでしょうか。ではそのあたりのことをもとにして、修正を加えていただくということでよろしいでしょうか。

部分的な修正は可能だろうと思いますので、基本的にはこれでよろしいでしょうか。

では、部分的な修正がございしますが、今、ご発言いただいた内容につきましては皆様、ご了解いただいたと思いますので、事務局と私の方で詰めて整理させていただきたいと思います。先ほど説明がありましたが、パブリックコメントをかけて、その結果に基づいてご審議いただく機会もありますので、微調整も可能だと思いますのでそのように取り扱わせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 はい。

会 長 ありがとうございます。

それでは、基本方針の改訂案についての審議はひとまずここでおきまして、次に調査票の検討に移りたいと思います。今日、結論を出すというものではございませんが、どういう趣旨でどういうものであるか少しご説明いただいて、皆様のご意見を伺いたいと思いま

す。よろしくお願いします。

事務局 資料3をご覧ください。この意識調査は、来年秋の実施を視野に、今、準備を進めているところでございます。岸和田市では前回調査から20年が経過しておりまして、当時の質問項目を使って経年変化を見ることが困難となっております。そこで、今後の基本となる調査票づくりをめざしているというところが大きな特徴になるかと思います。

そして、平成28年度の新しい3つの法律の施行にあわせた質問と近年の重要課題である「性的少数者の人権」と「インターネットによる人権侵害について」、それらを中心にしたことも特徴でございます。

表紙は意識調査についてお願い事項を記載しているのですが、18歳以上の市民の中から3,000人の方を抽出しまして調査にご協力をお願いしたいと考えております。

皆さんにお送りする調査票は、このように日本語表記で書かせていただきたいと思ひますし、ルビは記載はいたしません。その代わりと言っては何ですが、表紙の下のあたりに★をつけまして、平仮名で「おおきなもじのもの、よみがなつきのもの、がいこくごでかかれたものがひつようなかたは、じんけん・だんじょきょうどうさんかくかまで、くれんらくください。」ということを書かせていただきました。これをご覧いただいて、こちらにご連絡くださらないかと考えております。ご連絡いただけた場合、例えば、外国語の方であればどのような対応をしていくのかは今後考えていかないといけないと思ひております。

調査票は1ページから11ページまでございます。構成は、全体で10のパーツに分かれています。1つ目は「人権に関する考え方について」ということで問1から問4、2つ目は「障害のある人の人権について」で問5、3つ目が「地域で暮らす外国籍の人の人権について」で問6と問7、4つ目が被差別部落（同和地区出身者）の人権について」で問8から問12です。5つ目が「性的マイノリティ（少数者）の人権」で問13です。6つ目が、「インターネットによる人権侵害について」で問14から問16です。7つ目が、「住まいを選ぶときの考え方について」で問17です。次に「様々な人権について」で問18です。そして「人権に関する市の取り組みについて」で問19です。最後に、「あなた自身のことについて」で問20、問としましては20番まであります。

最後に、「この調査で使用している用語について」ということで、ご覧のように注を8つ設けております。注の5以降は市で行っている啓発事業についてでございます。簡単ですが、以上でございます。

会 長 調査票について、ご質問やご意見がありましたらご自由にお出しいただければと思ひます。

委 員 いちばん最初のところで、大きな文字や外国語が必要な方は人権・男女共同参画課までお電話くださいとありますね。3,000人にアンケート用紙を送るということでしたら、視覚障害の立場から言いますと400人に1人、手帳を所持されている視覚障害者がおられ、計算上8人ぐらいに届くことになります。その方々が、誰かの支援がなければ、アンケートの記入ができないということになるので、そういうサポート体制を準備するとともに、案内のところに「アンケート記入に際しサポートが必要な方」という文言も入れていただくと、視覚障害だけではないと思ひますが電話をしやすいのではないかとと思ひます。代読、代筆も私たちは必要なのです。こういう意見はどうでしょうか。

会 長 このあたりはよろしいですか。よそでも、いろいろな表現をしていろいろな状況の方が答えやすいようにしています。少し、工夫をしていただきたいと思います。大事なお指摘

でございます。

委員 表紙のひらがなの部分で、いろいろな方がいらっしゃるということが前提なので、より親切に、課名の後ろに電話番号を入れるとより分かりやすいと思いました。

問2ですが、調査方法がよくわからないので指摘が間違っているかもしれませんが、③と⑤が気になります。「運気をよくするために、占いや方角は参考にするほうがいい」と「皆が集まりやすければ、仏滅に結婚式をしてもかまわない」という問いがあります。

その他の問いについては、例えば、②は古い伝統のしきたりを大切に考える方と女性差別だという考え方が対立するということは読み取りやすく、人権意識に関する質問なのかと思いますが、③については「そう思うと答える人」は確かに信心深いということではありますが、それ以上に何かあるのかというのが疑問です。

例えば、この考え方自体に何か問題があるのかどうか。例えば、その方向に女性が行ってはいけないというのは、女性差別との対立が出てくるように思いますが、何もないところで、例えば、迷信だからやめた方がいいというのは逆に人権侵害のような気もするので、対立が出てこない限りはこういう考えを持っている人がいることを、だからどうなんでしょう、と思います。「そう思う」という人が多かった時に何が言えるのかよくわからない、ということと、⑤も「そう思う」という人は合理的な人で古いしきたりに捉われない人だと言えると思うのですが、その率が高かったとしてそれで何が言えるのかというところがわかりません。

そういうデータを集めて何をするのか、質問の意味がわからないと思いました。どういふことでこの質問が出てきたのか、教えていただきたい、どういうことなんだろうと思いました。④は、家を重んじる考え方と個人主義との対立というところが出てくるのでわかりやすいと思います。①は、死は不浄ではないという考え方との対立が出てくるのでわかるのですが。

会長 クロス集計でよく使う、伝統的な意識と人権意識がどのように関連しているかを見る項目ですが、いかがですか。

委員 問2は前回調査であった項目で、比較を考えて入れたのだらうと思います。

例えば、六曜を気にするかどうかとか、方角や占いを気にするかどうかというのを割とこれまで人権意識調査で把握することがありました。狙いは、問②の結果だけを分析するのではなくて、他の設問とクロスさせるんです。例えば、⑤の六曜にこだわる人は、問③の⑧の「結婚前には、相手が同和地区【注1】(※) 出身者かどうか調べるほうがいい」という質問についてどう答えているのか、というふうにクロスするんです。いわゆる慣習や伝統にこだわりのある人が、仮に、結婚前に身元調査をした方がいいという態度を示す傾向があれば、行政として啓発の1つの課題として、慣習的な伝統、考え方を改める啓発、をすとか、そういう課題が出てくるので、他の設問とクロスしてみたい質問ということです。かつてはよくやったことです。たぶん、これが入っているのは前回、前々回との比較とクロスとの2つの狙いがあるのかなと思います。

委員 わかりました。

会長 よろしいでしょうか。クロス集計に使うということが主眼でございます。1つ1つ使うというのも問題にできないことではないですが、トータルで見て、従来の部落差別にけっこう非合理的な見方、考え方が影響しているということがあったものですから使われてきました。最近では、だんだん非合理的なもの以外の誘因も考えないといけないということで、違ったものとのクロスも大事にはなってきています。他にございませんか。

委 員 問4の選択肢について、「必ず○をつける」とか「該当しないなら○をつけなくていい」という記載もあればと思います。

会 長 この4つの選択肢では○のつけようがない、という場合があるのではないかとのことですね。通常は、そういうことにならないように工夫して問題設定をするのですが……。どういう場合に○をつけにくいでしょうか。

委 員 「出会ったことがあるが関わったことがない」ということです。項目が4つしかないので……。

会 長 工夫の余地がありますね。

委 員 表紙の調査ご協力のお願いのメッセージで、「岸和田市人権施策基本方針に基づき、『人権尊重のまちづくり』をすすめている」とありますが、だから、皆様に市民意識調査をお願いし、ご意見を伺いたいということですね。そのために、私達は岸和田市人権施策基本方針の改訂について意見を交わし、手を加えてきた訳です。人権尊重のまちづくりと言っていますが、その具体的なビジョンを示すことが必要ではないかと思います。

特に気になるのは、問3の⑤「子どものしつけのために、時には保護者の体罰も必要だ」、こんな聞き方をして、「そう思うとか」「思わない」とか、そんな時代じゃないじゃないですか。

問いかけについても、「教えるべきだ」、「優先されるべきだ」ではなく、「教える」、「優先する」というように「べき」ではなくて、問いかけ自体も工夫した方がいいと思います。

プランをつくるためにアンケートをするということですが、ビジョンを示さなかったら、「なぜ、こんなことを聞いているの?」というように、方針を検討してきた審議会の皆さんの取り組みに対する理解と協力を得られないのではないかと思います。

会 長 調査の性格についてのご意見だと思うのですが、つまり、「こちらはこう考えているけれどあなたは思う?」という調査も確かに必要な面もあります。市の姿勢を示してそれに対する世論調査のような形で聞くというのがありますが、今まで市民意識調査として行われてきたのは、意識の実態、意識の現状を把握するということで行われてきたことが多い訳です。

今回もそういうことで、その中から逆に、プランに具体的にどういうところに力を入れて啓発しなければいけないか、そういうところを掴むための調査だということです。そこが調査によっても性格の差異がありますが、今回の場合は意識の実態調査ということになっています。

先ほどもご指摘がありましたが、しつけということで体罰も要るなどというのは、これ自体は非人権的な考え方ですね。ただ、現実はいままでどこで調査をしましてもだいたいの肯定者が多いという実態がでてきているということがありまして、だからこそ、そのところに力を入れた取り組みが必要なんですけれども。調査の性格というのがありますね。

表現については工夫しなければいけないこともありますが、質問項目について、それを肯定している、という意味で表現しているのではないということがわかるように、調査へのご協力のお願いのところでは説明しないといけなかな、ということですね。

委 員 事務局に質問です。来年度予算の要求に関わってくるのですが、調査票のページ数はもう少し増やすことは可能ですか。答えていただきやすい分量、というのがありますが、2ページや9ページで様々な人権についての質問の中に「ニートの問題」や「ホームレスの問題」がないように思います。

先ほどの「子どものしつけ」の問題もそうですが、ニートとか特にホームレスの問題は

かなり、「それはその人が悪いんじゃないの？」というような意見が拮抗します。「明らかにだめでしょう」という人ばかりではない課題が、大阪府や各市町村の問いの中に出てくるので、そういうのを人権状況として把握をするのかとなると、１ページぐらい増えるのかと思いましたのでお聞きしたいと思いました。

会 長 事務局としては、もう少しくらい余裕はありますか。若干の増幅があっても問題ないでしょうか。

事務局 私どもも考えさせていただいて、どのぐらいの分量が回答していただきやすいか検討していかなければいけないと考えております。１ページ増えることは可能だと思いますが、増えることによって答えていただく率が下がるというのは怖いところがございますので、質問数についても精査していただけたらなと考えております。

会 長 よその自治体で実施されている調査と比べて、特に量が多いということではないですね。やや少なめぐらいかもしれない、という印象があります。ただ、多くなればそれだけ回答率が悪くなっていく傾向はある訳ですから、慎重に検討しなければなりません。先ほどご発言がありましたように、若干付け加えることが不可能であるということではない、そういう意味で内容についてご検討いただきたいと思います。他にございませんか。

委 員 例えば、問 15 で児童ポルノや援助交際、セクハラを受けたとか、そういう被害者にとってある日突然これが送られてきて、二次的な心理的な負担にならないかと思います。被害者のところへは送らないということではないですから、そういうことがある人もいないかと思っておりますので、表紙に「様々な問いがありますが、負担になる方はご辞退していただいても結構です」と文言を入れた方がいいのではないかと思います。質問の文言を見るだけで、過去の記憶が出てくる人もいないかなと思うのです。

会 長 調査票そのものの性格からいくと、無回答もありますし、回答票を送り返しもしない人もいます。そのあたりを考えて、「できるだけ書いてください。しかし強制するものではありません」ということを断っておくということですね。他に何かございませんでしょうか。

時間が切迫しております。また、次回ということも可能ですが、他にご意見はございませんか。

それでは、本日の会合はこれで終らせていただきますが、会議録を作成いただくこととなりますが、前回は私と事務局とのやりとりでさせていただきましたが、今回もそれよろしいでしょうか。

委 員 はい。

会 長 さきほどの方針案の修正については、事務局から皆様に送っていただくようにしますので、ご了解くださいますように皆様よろしくをお願いします。